

令和8年3月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

令和8年3月19日、午後1時30分より太子町教育委員会を太子町役場議会棟1階全員協
議会室に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について

令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定者数について

令和8年度幼稚園児数・学級数見込みについて

令和8年度学童保育園及び斑鳩保育所の園児児童数見込みについて

第6. 議事

議案第16号 令和8年度太子の教育について

議案第17号 寄附の申出に対する採納の可否について

議案第18号 太子町立小中学校屋内運動場空調設備整備事業プロポーザル
審査委員会設置要領の制定に関する専決処理について

議案第19号 太子町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定
について

議案第20号 太子町教育委員会補助交付金要綱の一部を改正する要綱の制
定について

議案第21号 太子町立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職
兼業に関する要綱の制定について

議案第22号 太子町教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定につ
いて

議案第23号 太子町教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定
について

議案第24号 太子町立幼稚園幼児教育環境最適化委員会設置要綱の制定に

ついて

- 議案第25号 令和8年度太子町就学援助制度事務取扱要領の制定について
議案第26号 区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について
議案第27号 区域外就学の承諾について
議案第28号 区域外就学の承諾並びに協議について
議案第29号 区域外就学の協議応諾に関する専決処理について
議案第30号 学校指定の変更申立てについて
議案第31号 就園指定の変更申立てについて
議案第32号 区域外就園の承諾について
議案第33号 社会教育審議会委員への兵庫県立大学推薦者の登用について
議案第34号 太子町教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について【当日追加提案】
議案第35号 公立学校教職員の人事内申について【当日追加提案】

第7. その他

2. 本日の会議に出席した教育委員

委	員	福本	充治
委	員	福田	秀樹
委	員	杉本	泰代
委	員	竹澤	秀代

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教	育	長	糸井	香代子					
教	育	次	長	福井	照子				
管	理	課	長	改野	学由				
こ	ど	も	え	が	お	課	長	肥塚	馨
社	会	教	育	課	長	熊谷	恵之		
管	理	課	係	長	大上	香織			
管	理	課	主	査	光藤	雄矢			

●開会・教育長あいさつ

教育長 本日は、ご多用の中、定例教育委員会にご出席くださりましてありがとうございます。
教育委員の皆様におかれましては、本日、幼稚園修了式にご臨席のうえ、告辞を頂戴
しましたことお礼申し上げます。
杉本委員におかれましては、3月21日の斑鳩保育所修了式への出席をお願いします。
ただいまから、令和8年3月の定例教育委員会を開会いたします。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

教育長 前回定例会会議録の承認を福田委員と竹澤委員をお願いいたします。
続いて、本日の会議録の署名委員を福本委員と杉本委員を指名させていただきます。
よろしくをお願いいたします。
次に、本日予定されている議事ですが、議案第34号・35号を机上配布しておりますが、
事務局から追加で提案させていただきます。
また、第26号議案から第33号議案につきましては、個人情報保護の観点から非公開
とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、第35号議案につきましては、人事案であり、内示前ですので、非公開とさせ
ていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。
後ほどお諮りする人事案はまだ公表されておりませんので、情報の取扱いには、くれ
ぐれもご注意ください。

●行事結果・予定報告

教育長 次に、行事結果及び行事予定の説明をお願いします。

管理課長 <3・4・5月の行事結果及び行事予定説明>

教育長 3・4・5月の行事結果及び予定について、ご意見ご質問等はございませんか。

委員 5月18日の県教育委員会総会について、今年は三田で行われるので、よろしくお願
いします。
また、先の予定になりますが、中・西播磨の研修会が8月7日の午後から実施され、工
藤勇一先生による講演会が開かれます。
さらに、11月中旬に近畿の教育委員会オンライン研修が行われる他、開催地は未定で
すが、11月17日に揖龍の教育講演会が開催されます。

教育長 他にございませんか。
各委員 ありません。

●教育長報告

教育長 続いて、教育長報告に移ります。
事務局から報告をお願いします。

教育次長 今月の教育長報告は、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、②令和 7 年度要保護・準要保護児童生徒の認定者数について、③令和 8 年度幼稚園児数・学級数見込みについて、④令和 8 年度学童保育園及び斑鳩保育所の園児児童数見込みについての 4 件です。

はじめに、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、8 件の届出があります。

1 件目の申請者は、社会福祉法人あすか会です。

事業名称は、「まるっと青いフェス」です。

実施日は、令和 8 年 4 月 4 日（土）です。

実施場所は、丸尾建築総合公園です。

「世界発達障害啓発週間に合わせ、発達障害の啓発と障がいがある人でも気楽に参加できる場所を作る」ことを目的に開催されます。

2 件目の申請者は、聖徳落語会です。

事業名称は、「第 58 回聖徳落語会」です。

実施日は、令和 8 年 4 月 26 日（日）です。

実施場所は、斑鳩寺聖徳殿です。

「古典落語を広める」ことを目的に開催されます。

3 件目の申請者は、たつの市ソフトテニス協会です。

事業名称は、「第 82 回井口杯ソフトテニス大会」です。

実施日は、令和 8 年 5 月 4 日（月）です。

実施場所は、丸尾建築総合公園、太子東中学校、たつの市中川原公園、龍野西中学校です。

「ソフトテニスを通じて、技術交流及びマナーの向上をめざす」ことを目的に開催されます。

4 件目の申請者は、NPO 法人金銭教育研究会です。

事業名称は、「大人のためのお金の学校」です。

実施日は、令和 8 年 5 月 27 日（水）と令和 8 年 5 月 31 日（日）です。

実施場所は、たつの市総合文化会館アクアホールです。

『お金の教育』を受けてきていない親世代と、これから『お金の教育』を受けていく子供世代の知識の隔たりをなくし、正しいお金の知識や家庭での金銭教育の土台となる知識を一人でも多くの方に伝えていく」ことを目的に開催されます。

5 件目の申請者は、朝日新聞社です。

事業名称は、「新聞活用講座 親子で作文&時事ノート教室」です。

実施日は、令和8年6月6日（土）です。

実施場所は、姫路市市民会館3階中ホールです。

「2020年教育改革を受け、文章力・読解力・思考力を育み、時事問題への関心を高める」ことを目的に開催されます。

6件目の申請者は、西播磨交響楽団です。

事業名称は、「第39回定期演奏会」です。

実施日は、令和8年7月5日（日）です。

実施場所は、たつの市総合文化会館赤とんぼ文化ホール大ホールです。

「オーケストラの生演奏によるクラシック音楽の普及及び、西播地区のアマチュア演奏家の交流」ことを目的に開催されます。

7件目の申請者は、第58全国保育団体合同研究集会実行委員会です。

事業名称は、「第58全国保育団体合同研究集会」です。

実施日は、令和8年8月22日（土）から8月24日（月）までです。

実施場所は、神戸ワールド記念ホール、神戸大学統合研究拠点ほかです。

「保育・子育て関係者が集い、交流しあいながら、よりよい保育・教育の内容をと方法を創造する」ことを目的に開催されます。

8件目の申請者は、株式会社富士広告社です。

事業名称は、「『播磨のおしごと本』の発行・配布」です。

発行時期は、令和8年10月頃を予定しております。

配布先は、太子町、姫路市。たつの市、相生市、赤穂市内の小学校、教育委員会、教育関連施設、図書館に配布予定です。

「地元企業と協力して未来を担う地域の子供に『ふるさとで暮らす、ふるさとで働く、ふるさとを豊かにする』、この大切さをこのおしごと本で伝え、将来誰かのために役立ち、必要とされる地域・産業の活性化につなげてゆく」ことを目的に発行されます。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

教育長 続けて、事務局より説明をお願いします。

管理課長 ②令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定者数についてご報告いたします。

過去5年分の人数を表にしておりますので、ご覧ください。

学校ごとにばらつきがございますが、令和7年度は全体で6.55%となっております。

直近5年間を見ますと、5～6%台で推移しております。

令和4年度までは、減少傾向にありましたが、令和5年度から令和6年度にかけて反転し、今年度は微減となっております。

続いて、過去4年間の入学前支給人数の一覧をご覧ください。

こちらは、平均して30人前後の方を認定しております。

今後も引き続き、必要な世帯に支援が行きわたるよう制度の周知に努めてまいります。以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はありませんか。

各委員
教育長
こどもえお課長

ありません。
続いて、事務局より説明をお願いします。
③令和 8 年度幼稚園児数・学級数見込みについてと、④令和 8 年度学童保育園及び斑鳩保育所の園児児童数見込みについて、説明申し上げます。
まず、幼稚園園児数及び学級数の内訳書をご覧ください。
3 月 1 日時点の入園児数について、令和 7 年度が 215 人だったものが、令和 8 年度が 224 人となり、9 人増えております。
幼稚園毎に見ると、斑鳩幼稚園と石海幼稚園の入園児数が増えております。
龍田校区の園児について、進級の 5 歳児 1 人と、新入園の 3 歳児 1 人の計 2 人が斑鳩幼稚園へ、進級の 5 歳児 2 人と、新入園の 3 歳児 1 人が太田幼稚園へ入園します。
また、3 月 1 日時点の入園児数を 224 人とお伝えしましたが、現時点で転入による 3 人の増が見込まれます。
クラス数に変更はなく、令和 7 年度と同じ 12 クラスになります。
続いて、学童保育園について、入園者数一覧をご覧ください。
3 月 1 日時点の入園児童数について、令和 7 年度が 516 人だったものが、令和 8 年度が 534 人となり、18 人増えております。
現時点で、6 人の入園希望者があり、最終的に 540 人程度が見込まれます。
また、来年度から(株)明日葉に運営を業務委託させていただきます。
これまでの運営から拡充される点として、土曜保育を現状、太田学童に集約して、第 1、第 3 土曜日を開園しておりましたが、毎週開園に変更しようとしております。
さらに、長期休業中におけるお弁当配達サービスの仕組み作りを、(株)明日葉が検討してくださるということで、便利になるのではないかと考えております。
支援員の先生方について、26 人の内、22 人は町の会計年度任用職員から(株)明日葉へ採用となり、クラス運営は変わらないため、安心できるのではないかと思います。
これらは、初めての試みである、運営状況を注視していきたいと考えております。
次に、斑鳩保育所について、入所者数一覧をご覧ください。
3 月 1 日時点の入所者数について、令和 7 年度の 105 人から 5 人減となり、令和 8 年度は 100 人となっておりますが、現時点では 107 人に内定を出しております。
受託児童 1 人については、太子町にいらっしゃった方が赤穂市に転出されたことによるものです。
また、こども誰でも通園制度を斑鳩保育所で 4 月から実施しますので、入所児童数は少なくなっています。
以上です。
ご意見、ご質問等ございませんか。
ありません。

●議事

教育長 次に、議事に移ります。

議案第 16 号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長

議案第 16 号「令和 8 年度太子の教育について」ご説明申し上げます。

「太子の教育」は、「第 3 期太子町教育振興基本計画」（令和 6 年度から令和 10 年度）に沿った構成となっております。

家庭、学校園所、地域社会のさらなる連携のもと、町をあげて子どもを育てていくことにより、自他の生命や人権を大切にし、人とつながり、たくましく、心豊かで自立した人づくりを基本理念に策定しているところです。

変更点について、まず「8 部活動改革の推進」について、「地域移行」という文言を「地域展開」に修正しております。

次に「18 開かれた学校園所づくり」（3）について、社会教育法では、コミュニティ・スクール導入が努力義務とされておりますが、将来的にこうした制度を導入しなければならないため、「コミュニティ・スクール導入の検討」という文言を入れております。

次に「22 関連機関等との連携の強化」（4）について、子育て支援センターの愛称「ひまはび」を入れております。

同じく「22 関連機関等との連携の強化」の（5）について、「児童育成支援拠点事業等の実施」という文言を付け加えております。

次に「26 安全・安心な教育環境整備の推進」（4）について、太子町教育支援センターの愛称「みらいえ」を入れたことに加え、令和 8 年度から校内教育支援センターが全校に設置されることに伴い、「校内教育支援センター」という文言を追加しております。

同じく「26 安全・安心な教育環境整備の推進」に、「（7）快適な学習環境の確保と熱中症予防のための屋内運動場への空調整備」を新たに追加しております。

次に「30 教職員の働き方改革推進」について、「（4）「太子町教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づく、心の通い合う働きがいのある学校づくりの推進」を新たに追加しております。

主な変更点は以上です。

教育長

他課から何か補足説明はありませんか。

各課長

ありません。

教育長

ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

教育長

それでは、議案第 16 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長

続いて、議案第 17 号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長

議案第 17 号「寄附の申出に対する採納の可否について」ご説明いたします。

2 名の申出人より届出がありますが、私からは小学校への寄附申出について説明いたします。

寄附申出人は、太田小学校 PTA 会長 平城一馬さんです。

太田小学校に「簡易テント」2 張を頂戴いたしました。

寄附申出額は、348,920 円です。

卒業記念品として申出があったものです。

私からは以上です。

こどもがお課長

続いて、私からは子育て支援センターへの寄附申出について説明いたします。

寄附申出人は、ダイセル労働組合副執行委員長 濱崎友和さん、ダイセル物流労働組合支部長 山崎翔太さんです。

寄附品は、「バイキングトイズバケツセット」1セット、「ミニチューブズバケツセット（15個入り）プレイマット付き」1セットで、合計21,450円です。

以上です。

教育長

ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

教育長

それでは、議案第17号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長

続いて、議案第18号について事務局より説明をお願いします。

管理課長

議案第18号「太子町立小中学校屋内運動場等空調設備整備事業プロポーザル審査委員会設置要領の制定に関する専決処理について」ご説明いたします。

令和8年度当初予算に計上しております、町内の小中学校屋内運動場等空調設備整備事業の受託候補者選定にあたり、公正性及び専門性を確保するため、プロポーザル審査委員会設置要領を定め、審査委員会を設置するものです。

専決理由については、単年度で工事するため時間的な余裕が無かったためです。

今回、令和8年度予算に計上して、1年間で6校の体育館に空調設備を導入するために、設計・施工の一括方式（デザインビルド方式）による形を取らせていただきました。

また、公募型プロポーザルにする理由につきまして、工期が短縮できるという利点があります。

現在、物価上昇の影響により、人件費や様々な機材等の金額が上がっていることに加えて、本町以外にも空調を導入予定の自治体も多いため、機器自体が入手しにくい状況にあります。

これらの状況を鑑み、短期間で工事を終わらせるために、このような形を取らせていただいております。

議会で議決されましたら、プロポーザルの実施に向けた事務手続きを進めます。

4月中に告知を行い、手を挙げていただいた業者と正式に契約できるようにするため、6月の議会において承認を得られるよう事務を進めていきたいと考えております。

その後、工事を実施し、令和8年度の卒業式までには、まず暖房が入れられるようにできればと思っております。

施行日は、令和8年2月25日です。

以上です。

教育長

ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

教育長

それでは、議案第18号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長 続いて、議案第 19 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 19 号「太子町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」
ご説明いたします。
規則の新旧対照表をご覧ください。
現行の管理課では、庶務係・学校教育指導係・学事係を単一の課長が管理しております。
しかし、学校教育行政の高度化・専門性の深化により、行政一般事務と学校指導事務を明確に分離し、本町の組織としての意思決定や内部統制をより適切に行う体制が求められていることから、次年度より「行政担当課長」及び「学校教育担当課長」の二課長制を導入することについては、既にご承知おきいただいているかと思えます。
今回の改正は、この二課長制導入に合わせ、各係の所掌事務を整理し、組織運営の適正化を図る観点から、業務領域の明確化、業務の重複や不明確な部分の整理を行うことを目的に、太子町教育委員会行政組織規則の一部を改正するものです。
施行日は令和 8 年 4 月 1 日です。
以上です。

教育長 課長の名称についてですが、「管理課長（総務担当）」と「管理課長（学校教育担当）」という名称を検討しております。
ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 19 号は承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 20 号「太子町教育委員会補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」
ご説明いたします。
改正内容につきましては、別表の改正になり、3 点ございます。
要綱の新旧対照表をご覧ください。
1 点目は、学校給食炊飯加工賃補助を削除しております。
理由につきましては、学校給食センターの会計が、これまでの私会計から公会計へ移行したことに伴い、本補助制度が不要となったためでございます。
2 点目は、大阪・関西万博子ども招待プロジェクト参加補助の削除でございます。
当該万博はご承知のとおり令和 7 年度のみ開催であり、次年度以降の実施見込みがないため、削除しております。
3 点目は、部活動地域展開推進事業補助の追加でございます。
令和 8 年 4 月から 6 年間続く「部活動改革実行期間」が開始され、認定地域クラブが学校部活動を補う役割を担うことから、生徒の活動機会を確保するために必要な経費を支援すること、町内中学校に存在しない競技・種目や新たな競技等にも活動機会を提供することなどを目的として、補助制度を新設する必要が生じたため、追加しております。
施行日は令和 8 年 4 月 1 日です。

以上です。

教育長
各委員
教育長
各委員
教育長
管理課長

ご意見、ご質問等はありませんか。

ありません。

それでは、議案第 20 号は承認いただいてよろしいでしょうか。

結構です。

続いて、事務局より説明をお願いします。

議案第 21 号「太子町立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に関する要綱の制定について」ご説明いたします。

来年度から部活動の地域展開に係る改革実行期間に入り、全国的に部活動の地域展開が加速していくことが見込まれています。

本町についても認定地域クラブの申請を受け付けており、多くの認定が行われております。

地域展開後の生徒たちの新たな活動場所となる団体の確保が進む中で、指導を希望する教職員が兼職兼業の承認を得て、地域クラブの指導者として活動に携わっていくことが想定されています。

兼職兼業の承認を得た教職員は地域クラブの指導者として指導できる体制を整備するために当該要綱を新規に制定するものでございます。

第 1 条「趣旨」から第 12 条「補則」まで定められておりますが、特に第 6 条「遵守事項」については、「(1) 教職員としての勤務時間中に地域クラブ活動における業務に従事しないこと（職務専念義務の免除を受けた場合を除く）」や、「(2) 教職員としての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合には、教職員としての業務を優先すること」、「(3) 学校または教職員の信用失墜につながるおそれのある行為を行わないこと」といったことが記載されております。

なお、勤務時間内の活動について、例えば、夏休みの午前中などに地域クラブの活動に携わる場合は、職専免を受ける必要があることに加え、無報酬としております。

以上です。

教育長
委員

ご意見、ご質問等はありませんか。

議案第 20 号にも関わることで、資料の別表にある「運動部活動推進補助」の対象が太子町立中学校となっておりますが、議案第 21 号の説明や要綱を見る限り、認定クラブは補助の対象から外れるという認識で間違いはないでしょうか。

教育長

部活動への補助と認定クラブへの補助は、そもそも種類が異なります。

ご指摘の補助は、体育館が部活動を推進するために、各学校に 10 万円ずつ補助を出すものであり、例えば、学校の部活動が無くなった場合、必然的に当該補助金も無くなりますが、地域クラブに支援する補助金は別にあります。

他にございませんか。

各委員
教育長
各委員
教育長

ありません。

それでは、議案第 21 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

結構です。

続いて、事務局より説明をお願いします。

こどもえがお課長

議案第 22 号「太子町教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

令和 8 年 3 月末で龍田幼稚園を廃園とするため、太子町立幼稚園設置条例を一部改正したことに伴いまして、公印規則についても一部改正する必要があります。

改正内容につきましては、別表中、「太子町立幼稚園印」の個数を 4 から 3 に、「太子町立幼稚園長印」の個数を 3 から 2 に減らすものです。

ちなみに、「太子町立幼稚園長印」の 2 個につきましては、太田幼稚園と石海幼稚園の園長印で、これとは別に、「太子町立斑鳩幼稚園長印」がございます。

施行日は令和 8 年 4 月 1 日です。

以上です。

教育長

ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

教育長

それでは、議案第 22 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長

続いて、事務局より説明をお願いします。

こどもえがお課長

議案第 23 号「太子町教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」説明させていただきます。

こちらについても、新旧対照表をご覧ください。

議案第 22 号と同じく、龍田幼稚園設置条例を一部改正に伴う規定の改正でございます。改正内容について、別表中、課名の欄にある「龍田幼稚園」の項を削除しております。

施行日は令和 8 年 4 月 1 日です。

以上です。

教育長

ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

教育長

それでは、議案第 23 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長

続いて、事務局より説明をお願いします。

こどもえがお課長

議案第 24 号「太子町立幼稚園幼児教育環境最適化委員会設置要綱の制定について」説明させていただきます。

こちらは、新規要綱の制定になります。

近年、少子化や共働き世帯の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

これに伴い「子どもたちにより良い教育環境をどう整えていくか」が重要な課題となっていることから、町立幼稚園の今後のあり方について、専門的かつ多角的な視点から検討を行い、将来を見据えた最適な環境づくりをすすめるため「太子町立幼稚園幼児教育環境最適化委員会」を設置したいと考えております。

その目的や組織、運営に係る必要事項を要綱に定めるものでございます。

施行日は令和 8 年 4 月 1 日です。

なお、告示につきましては、次年度予算の成立後に行う予定です。
以上です。

教育長
各委員
教育長
各委員
教育長
管理課長

ご意見、ご質問等はありませんか。

ありません。

それでは、議案第 24 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

結構です。

続いて、事務局より説明をお願いします。

議案第 25 号「令和 8 年度太子町就学援助制度事務取扱要領の制定について」ご説明いたします。

主な変更点を申し上げたいと思います。

まず、「Ⅰ 概要」の「3 支給項目」に、要保護児童生徒援助費における「クラブ活動費」に準じる地域クラブ活動参加者向けのクラブ活動費を新たに支給することを追加しております。

これに伴い、「3 支給項目」の表中にクラブ活動費を追加し、「⑥クラブ活動費」として、その中身を記載しております。

今までは、部活動ということで、経費がそこまで掛からなかったかと思われませんが、地域クラブの場合は必ず月会費等が必要となってくるため、そうした部分について支援するというものでございます。

次に、支給予定額の表について、小・中学校の学用品費を小学校は 1 万円、中学校は 5 千 5 百円を増加しております。

また、クラブ活動費として、認定地域クラブに入会する生徒のみを対象に、1 万 2 千円支給する項目を追加しております。

続いて、「Ⅱ 認定」の「1 認定基準」について、基準額を変更しております。

次に、「7 手続き」及び「8 様式の作成と処理」の記載に関して、今まで、民生委員の皆様にも面談をしたうえで書類を書いていただく必要がありましたが、社会福祉課から、民生委員の事務負担軽減に向けた見直しが必要とされたため、民生委員の面談を原則的に求めないこととし、審議で特別に必要と判断される場合に限り求めることにしたため、これらに関する記載を修正しております。

次に「7 手続き」の【随時申請】に、クラブ活動費に関する記述を追加しております。

続いて、「Ⅲ 支給」の「2 事務処理」に、「⑦クラブ活動費」の記述を追加し、クラブに入っているのか、随時確認をする必要があるため、在籍証明書等の提出を求めることにしております。

併せて、これらに付随する各種様式も訂正しております。

申請から認定までの流れにつきましては、令和 7 年度から変更はございません。

最後に、学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化に係る対応は、調整中という旨を記載しております。

以上です。

教育長
各委員

ご意見、ご質問等はありませんか。

ありません。

教育長 それでは、議案第 25 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、事務局より説明をお願いします。
ここからは、非公開とさせていただきます。

管理課長 〈議案第 26 号「区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について」説明〉

教育長 続いて、事務局より説明をお願いします。

管理課長 〈議案第 27 号「区域外就学の承諾について」説明〉

管理課長 〈議案第 28 号「区域外就学の承諾並びに協議について」説明〉

教育長 続いて、事務局より説明をお願いします。

管理課長 〈議案第 29 号「区域外就学の協議応諾に関する専決処理について」説明〉

教育長 続いて、事務局より説明をお願いします。

管理課長 〈議案第 30 号「学校指定の変更申立てについて」説明〉

教育長 続いて、事務局より説明をお願いします。

こどもがの課長 〈議案第 31 号「就園指定の変更申立てについて」説明〉

教育長 続いて、事務局より説明をお願いします。

こどもがの課長 〈議案第 32 号「区域外就園の承諾について」説明〉

教育長 続いて、事務局より説明をお願いします。

管理課長 〈議案第 33 号「社会教育審議会委員への兵庫県立大学推薦者の登用について」説明〉

教育長 続いて、当日提案として机上配布しております、議案第 34 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 なお、当該議案は、非公開ではございません。

議案第 34 号「太子町教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」説明いたします。

教育委員会の皆様には、ご意見をいただきたく、事前に素案を送付しておりました。本計画を策定する必要性について、令和 7 年 6 月に給特法が改正され、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされております。

この実施計画や、毎年の実施状況を公表することが義務付けられると共に、総合教育会議にも報告義務を課せられております。

地方公共団体と連携を図りつつ、教職員の働き方改革の取組みの更なる改善につなげる狙いがあるとされております。

つい先日、県の計画が策定され、本町も同様に作らなければならないため、実施計画を策定し、お配りの資料に添付しております。

構成としましては、「1 計画の趣旨、現状」、「2 計画期間」、こちらにつきましては、県と合わせる形で令和 8 年度からの 4 年間、「3 目標」、「4 実施する業務量管理・健康確保措置」、「5 今後のフォローアップ」の 5 項目からなります。

なお、この場でご承認いただいた後、直ちにホームページへアップロードして公表すると共に、各校に周知を図ります。

また、来年度、最初の総合教育会議において、本計画を制定した報告を行うと共に、

年度末の総合教育会議で、どれだけ達成されたか進捗状況の報告を行う予定でございます。

なお、この計画案を策定するにあたりまして、たつの市とも大筋の計画は合わせております。

また、本町は国の伴走支援の事業を受けておりましたので、民間のコンサルにもご意見をいただいたほか、事前に各校長・教頭・事務職にも意見を求め、返事をいただいたものに関しては、いくらか反映させていただいております。

県の計画もお配りしておりますので、後刻ご覧ください。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 超過勤務時間について、令和 6 年度と比較して令和 7 年度は悪化しておりますが、その理由に関する考察等は記述されないのでしょうか。

管理課長 令和 7 年度の調査結果は上半期までしか反映されていないことに加え、年間通しての数字は、今後出てくるものであるため、その後であれば、令和 6 年度と令和 7 年度の考察はできるかと思えます。

令和 7 年度に太田小学校と石海小学校で研究会が実施されたことや、教頭先生の転任など、様々な要因が考えられるかと思えますが、時間外在校等時間 80 時間超えと 45 時間超えの割合の比較など検討すべき要素も多く、現時点で正確な原因までは、分かりかねている状況です。

しかし、総合教育会議において進捗の報告を義務付けられておりますので、原因が端的に出てくるようなことがあれば、その都度対応していきたいと思えます。

教育長 他にございませんか。

委員 時間外在校等時間について、議案第 21 号で説明いただきました兼職兼業の承認を得て地域クラブの指導者として従事した時間は、時間外在校等時間に含まれるのでしょうか。

管理課長 地域クラブが学校管理下ではないため、時間外在校等時間には含まれません。

しかし、今まで部活動として時間外在校等時間にカウントされていた時間が減ることになるため、兼職兼業を希望されない先生方の時間外在校等時間は、確実に減るものと考えられます。

教育長 他にございませんか。

委員 兼職兼業分の時間がカウントされないのであれば、職専免の報告は、果たして必要なのでしょうか。

管理職の負担が増加するだけではないかと、心配しております。

管理課長 教職員の健康を確保する意味でも、学校以外で何時間働いているのかを管理職が把握することは、必要だと考えられますが、委員のご指摘のとおり、管理職の負担が増加する恐れはございます。

教育長 他にございませんか。

委員 資料に記載されております、「学校と教師の業務の 3 分類」について、「教師以外が積極的に参画すべき業務」内に、「学校プールや体育館等の施設・設備の管理」とし

て、教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討とありますが、本町においても実施できるものなのでしょうか。

管理課長 「学校と教師の 3 分類」について、国が示すとおり外部委託することができれば、確かに仕事は無くなりますが、現時点で実施するには、費用面も含め、難しいところがございます。

例えば、プールに関して町内の民間業者とお話しさせていただくなど、外部委託を検討したことはございますが、諸々を試算した結果、経済的にも民間施設の使用状況的にも実現は難しく、学校に設置されているプールを補修しながら使い続けざるを得ない状況です。

教育長 他にございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 34 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、第 35 号議案は後に回させていただき、先にその他の報告を行います。

●その他

教育長 その他の報告について、まず、教育委員の皆様より何かご意見、ご質問等がございますか。

各委員 ありません。

教育長 次に、事務局より何か連絡事項はありませんか。

管理課長 管理課より数点、連絡させていただきます。

まず、令和 8 年度以降の各審議会委員の委嘱について申し上げます。

前回、委員の皆様からご意見いただきまして、全員留任という形でご報告させていただきました。

まちづくり審議会は福本委員、行財政審議会は杉本委員、生活環境審議会は福田委員、保健福祉審議会は竹澤委員ということでお願いしたいと思います。

2 点目は、学校給食費についてです。

ご承知のとおり、国が小学校の学校給食費について無償化を打出し、国から補助金が出ることとなります。

その際に、現時点での本町の給食費と国からの補助金の基準との差額を算出し、不足を町が補わなければならない必要性もあるため、現下の状況をふまえ、太子町学校教育審議会におきまして、学校給食費の改定、算定基準の策定について答申を受け、給食費が値上げされることとなりました。

学校教育審議会の答申を読み上げます。

「昨今の食材料費の断続的な高騰、とりわけ精米価格の急激な上昇は、学校給食摂取基準を維持するうえで看過できない状況にある。現場の経費抑制努力は限界に達しており、児童生徒に質の高い給食を安定的に提供するためには、令和 8 年度以降の学校給食費を諮問のとおり改定することはやむを得ないと考える。

今後の学校給食費は、この度策定した消費者物価指数等の客観的指標に基づいた基準により算定される必要がある。

教育委員会におかれては、適正な学校給食運営を継続するため、今後も安全・安心な給食の維持に努め、本改定の趣旨について保護者の理解を得るよう、丁寧な周知に努められたい。」ということです。

給食費の値上げに関して、条例施行規則の一部を改正する規則により、給食費を定めております。

1食あたりの給食費は、小学校が293円から317円、中学校が359円から359円、幼稚園の園児が275円から284円、幼稚園の教職員が292円から309円にそれぞれ改めております。

こちらは、教育委員会の規則ではなく、町長部局の規則となりますので、ここではご報告という形になります。

3点目は、「太子町立龍田小学校特色ある学校づくり」についてです。

1年間の活動について取りまとめた資料をお配りしております。

一昨日に検討委員会がございまして、1年のまとめを行っております。

また、検討委員会とは別に、龍田小学校内での検討委員会や、PTAや地域の方を巻き込んだ検討委員会を随時開いております。

来年度の試行に向けて、それぞれの取組状況をご報告いたします。

4点目は、令和8年度全国学力・学習状況調査についてです。

お手元に全国学力・学習調査のリーフレットをお配りしております。

4月23日に実施ということで、ご承知おきください。

最後に、太子東中学校東側町道の通行止めについてです。

特に龍田小学校区、太田小学校区の方にご迷惑をお掛けしておりますが、通行止めが続いている理由について、ご承知のとおり、擁壁にクラックが入り、安全の確認が必要であるためですが、こちらの調査に相当の時間を要する予定です。

クラックが入っている原因として、地盤が動いているかどうかを見なければならず、衛星レーダーによる解析と現地調査をする必要がありますが、これには最低1年掛かります。

その為、通行止めの解除ができるのは、早くても令和9年の4月より先になる見通しです。

令和8年4月には、太子東中学校生徒の保護者に対して周知のための資料をお配りすると共に、地域住民の方にも何らかの方法で周知しなければならないと考えております。

そのような状況であることを、ご理解いただければと思います。

以上です。

教育長 続いて、事務局より何か連絡事項はありますか。

社会教育課長 社会教育課より、3月議会に追加提案で、総合公園4種陸上競技場の変更契約を挙げさせていただきますので、ご報告いたします。

内容につきまして、最終的な精算に伴い、数量に若干の増減等がありましたので、事

後精算を行い、最終的な金額として 4,446,200 円を追加した 222,856,700 円を議決いただきました。

2 億 2 千万程を掛けた工事になりましたが、変更契約も全員可決をいただき、3 月 8 日には 4 種の検定を受けさせていただき、昨日、認定会議で認定されたとお聞きしております。

今後の流れにつきまして、工期が 3 月 25 日までですので、私も完了検査に赴かせていただきます。

また、4 月 1 日から 4 月 12 日までは、町内の学生と、クラウドファンディングにご協力いただいた皆様を対象に、試走期間を設けさせていただいております。

その間の 4 月 11 日には、西播の記録会が実施されるため、その機会に広くお披露目することになるかと思っております。

整備に多額の財源が投入されましたので、太子町民だけでなく、西播磨の皆様や陸上選手の励みになればと考えております。

教育委員の皆様におかれましては、色々ご支援いただきまして、ありがとうございました。

以上です。

教育長 他に無いようでしたら、次回の定例会の開催日を調整いたします。

次回の定例会は 4 月 10 日（金）午前 10 時 00 分に開会いたします。

では、最後に 35 号議案について説明いたしますので、事務局職員は教育次長、管理課長以外は退席してください。

—事務局職員退席—

教育長 議案第 35 号について事務局より説明をお願いします。

教育次長 <議案第 35 号「公立学校教職員の人事内申について」説明>

教育長 これをもちまして 3 月の定例会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。

令和 8 年 3 月 19 日 午後 3 時 00 分閉議